

バイオテクノロジーをめぐる倫理と政治 G・ストックとF・フクヤマの論争を手がかりに

霜田 求

はじめに

生命の仕組みが DNA という物質の組み合わせとその働きによるものであることが解明されるのに伴い、「正常/異常」「健常/障害」「望ましい/望ましくない」といった価値評価に基づく生命そのものへの人為的な介入 (intervention) を企てる動きが強まりつつある。「神秘の源泉」であった生命は、今や「コントロール可能なデータ群」へと姿を変え、「選別 (selection)」「操作 (manipulation)」「作製 (production)」の対象となっていく。人類の文明は外界の自然をコントロール (支配・制御・管理) することで進歩してきたが、バイオテクノロジーというこの新たな手法は人間存在そのものをコントロールのターゲットとするものであり、その意味で文明の転換点となる可能性を内包していると言えるかもしれない。

とりわけ人間生命の発生メカニズム研究は、「不妊治療」の開発と相まって、受精・着床・妊娠・出産という一連の生殖プロセスを制御可能な手順に変容させてきた。もちろん複雑かつ精妙な生命の営みを十分に制御できているとは言えないし、胎児の生長を人工的に管理すること (人工子宮など) も実用化にはほど遠いのが現状だ。しかしながら、さまざまな疾患の発症メカニズムが遺伝子レベルで明らかにされることで、生命の始まりの段階、すなわち胚 (明確な定義はないが、一般に受精卵が分割を始めてから胎児としての生長を開始する 8 週目までを指す) の初期の段階に介入して、当の疾患を回避または治療する可能性が見えてきたのである。そしてその同じ技術が、「望ましくない質」の消去的ないし修正的不選択から「望ましい質」の積極的選択へと拡大していくことになる。具体的には、単一の遺伝子が疾患を発症させるケース (例: ハンチントン病、デュシャンヌ型筋ジストロフィなど) で体外受精で作られた受精卵の遺伝子を調べて、「異常のない」ものを子宮に戻す着床前遺伝子診断 (preimplantation genetic diagnosis) や、疾患遺伝子を初期の胚の段階で除去ないし置換する生殖細胞系列の遺伝子治療 (germline gene therapy) が挙げられる。そうした技術は同時に、受精卵の段階で男/女を選ぶ性選別 (sex selection) や、免疫力強化・高身長・高運動能力付加といった遺伝子増強 (genetic enhancement) にも用いることができる。(着床前遺伝子診断による胚の選別は既に十年以上前から実施されており、生殖細胞系列への遺伝子改変は実現までにかかりの年数を要すると見られており、またおもに「安全性」を理由に現時点では国際的に認められていない。) さらには、クローン羊ドリーの誕生によってにわかに現実味を帯びたヒトクローン作製 (クローン人間) も、特定の (亡き子の身代わり、有名スポーツ選手、自分のコピーなど) 遺伝子構成をもった個体を複製する技術として、ここに加えることができる。

以上のようなバイオテクノロジーによる人間生命への介入をめぐる問題群の倫理的かつ政治的な含意を考察する上で、その積極的推進を唱える生物学者グレゴリー・ストック (Gregory Stock) と慎重な姿勢を打ち出す政治学者フランシス・フクヤマ (Francis Fukuyama) が、それぞれの著作公刊 (2002 年 4 月) の直前に行われた公開討論会およびオンライン上の論争でのやりとりは、きわめて興味深い素材と見られる。¹ この論争の主要な舞台装置となる「倫理と政治」で問題とされるのは、例えば、日本をはじめとする先進諸国が「国策としての産業振興」の柱にバイオテクノロジーを据えるといった政策判断でもないし、しばしば引き合いに出されるオルダス・ハックスリーの『すばらしい新世界』

(1932)に描かれた「逆ユートピア」のような、先進テクノロジーと政治支配との結合という論点でもない。あるいは、現実の社会では巨大な「政治的」力をふるっている、「受精の瞬間から生命権が認められるべきだ」「生殖・出生への人為的介入は 神を演じることであり断じて許されない」といった宗教的信念に基づくバイオテクノロジー反対論でもない。むしろ、個人の自由・権利あるいは欲望・選好の追求を最大限認めるべきだという立場と、普遍的な人間的価値あるいは社会の秩序・安定性を守るために公権力による規制的介入が必要だという立場との対立という意味での、現代社会にありふれた「倫理 政治闘争」が主要な舞台を形づくる。前者はライフスタイル選択の自由や幸福追求権の行使、自由市場取引とその自動調整機能を、これに対して後者は「人間本性」や「人間の尊厳」あるいは「自由の平等とデモクラシー」を、それぞれの主張の根拠に据える。

本稿ではまず、両者の見解がぶつかり合う主要な争点を設定し、それぞれの主張のポイントを整理する。それを踏まえて、リベラリズム(自由主義)とデモクラシー(民主主義・民主制)という倫理 政治思想上の基本軸に関連づけながら両者の対立点を明らかにする。そして最後に、バイオテクノロジーと向き合う人間と社会のあり方に関する両者の基本的な了解とその問題性を確認してみたい。²

1. 個人の自発的選択と社会的規制

一般に生命科学の基礎研究を、医療を含めて様々な社会の現場で実用化するためにまず要求されるのは、安全性の確認である。生命の活動には高度で複雑な、それゆえすべてを見通すことができない側面があり、一定の確率で予測できないリスクが起こりうる。ヒト生命操作バイオテクノロジーの場合はとくに、生まれてくる子への影響やその子を取り巻く社会全体に及ぼす作用といったことも論点となる。そこで以下のような問いが浮かび上がってくる。

公的に定められた基準以下のリスクであれば、新しい治療法や薬剤の使用を試みるのと同様、利用当事者(親になる者)の自発的選択による技術の利用は、認められるべきなのか。

生物学的な意味でのリスクの他に、当の技術が普及することによって何らかの社会的影響、とくに公共の安定と秩序あるいは人々の意識や行動への有害影響が起こりうる可能性が示されたとき、それを理由にその研究開発や実用化を規制することができるのか。

明白な他者への危害や社会への有害性が認められないかぎり、個々の技術の研究開発や利用の権利は尊重されるべきであるとしたら、いかなる根拠でその規制は正当化できるのか。

まず、ストックの見解から見ておこう。

* 生まれてくる子の遺伝子への介入のように生命価値に関わる問題については、中絶問題と同様その是非をめぐる人々の間で意見が一致することはきわめて困難である。性選別や遺伝子疾患回避目的での着床前遺伝子診断、生殖細胞系列への遺伝子操作(治療または増強)を含めて、生殖補助医療技術を用いた子作りは、国家による強制や政策でなく親の自発的選択によるものであるかぎり社会的に許容されるべきであり、国家による規制や禁止は不当である。(RO1; S:chap.3)

* 性選別が容認されれば男女比バランスが崩れるという指摘があるが、一方の性の数が減ればその比率が低くなって「希少価値」が上がり、それを選ぶ親の数も増加に転じる(自動調整機能が働く)可能性があるのも、明白な有害影響が出てから政府による介入をすればよい。(RO3)

* 子の質の選択を伴う生殖テクノロジーを認めたら、ただちに「すばらしい新世界」の到来やナチスの再来を訴える「滑りやすい坂道」論があるが、恐るべき野望をもった独裁者の支配ではなく自由主義・民主主義を原則とする社会であるかぎり、そのような危惧は無用だ。(S:chap.7)

* 当事者の安全性以外に、宗教的・道徳的ないし社会的な「危険」や「脅威」を理由に将来有望な技術を規制するのは、公権力による研究の自由の妨害であり、「専制(tyranny)」への道を拓くものである。(RO5)

* 科学技術の成果は、いったん手に入れるとそれを使う人間の欲望をおしとどめることはできず、法律で規制しても無駄である。金持ちは禁止されていない国や地域に行くし、「質のよさ」を売りにする高額精子・卵子バンクの隆盛を見ればそのことは明らかである。(RO1; S:chap.7)

* 近代科学技術の発展は、一定のリスクがあってもそれを乗り越えようとする人類の知的営為が積み重ねられてきたからこそ可能になったのであり、現代人はそのことから多大の恩恵を受けていることを忘れてはならない。反対者が「曖昧で抽象的な脅威」を言い立てて研究開発の進歩を妨げることが、「現在および将来の患者の苦しみ」という、明白かつ現実の犠牲を作り出していることに気づくべきだ。(RO1; S:chap.7)

これに対して、フクヤマは次のように主張する。

* 将来バイオテクノロジーが「安全で有効で低価格でかつきわめて望ましいものである」ことが証示された段階では、たしかに政府がその利用を禁止することはできないが、いくつかの社会的・道徳的な「危険」という観点から規制が必要な場合もある。(RO2)

* 生殖細胞系列への遺伝子操作については、予測不可能で取り返しのつかない子供への影響が懸念されるため、また胚の選別による男女産み分けは、個々の親にとっては満足が得られるが、国家全体の男女比率が崩れて、男性の結婚相手が見つからない(中国や韓国では実際に直面している)といった社会的混乱を防ぐため、国家による厳しい規制が必要である。(RO2; F:chap.5)

* とくに治療目的ではない生命操作技術を自由市場という形で認めてしまえば、現代社会の基本システムである「リベラル・デモクラシー」や、それを支える「人間本性」「人間の尊厳」という原則に重大な影響を及ぼす可能性があるため、それを防ぐためにも社会による強い規制が必要だ。(RO4)

* たしかに資本主義的自由市場でうまくいくことも多々あるが、「物理的に見えやすい脅威」だけでなく「精神的で見えにくい脅威」や「未知の将来リスク」を伴うバイオテクノロジーには、国家権力による規制が不可欠ではないだろうか。(F:chap.1.)

2. 遺伝子増強とヒトクローン作製

近未来のバイオテクノロジーの中でもとりわけ人々の注目を集めるのは、体外受精で得られた受精卵ないし初期胚の遺伝子に「好みの質」を付加する生殖細胞系列への遺伝子増強(デザイナー・ベビー)と、体細胞核移植技術によるヒトクローン個体作製(クローン人間)である。現在のところ、国際社会(大半の国連加盟国)はこのいずれに対しても厳しい規制の必要性を認める点で一致している。しかしその根拠が説得的かどうかについては、疑問を投げかける論者も少なくない。しばしば、「神を演ずる」「自然に反する」といった宗教(超越)的理由、「人間の尊厳を侵害する」といった道徳的理由、「貧富の格差拡大や遺伝子差別の発生」といった社会的理由、そして生まれてくる子について「健康被害の可能性がある」という生物学的理由や「アイデンティティへの悪影響が懸念される」

といった心理学的理由が掲げられる。しかしながら、前二者は実質的な価値観と結びついており、それを共有しない者にとっては何ら説得力をもたないし、後二者は適切な政策的対応および技術的進歩により解消可能であるという反論が提示されうる。

たしかに重い遺伝性の疾患を（発症者または保因者として）抱えているカップルが、「せめて我が子にはこの苦しみを受け継がせたくない」という理由で着床前遺伝子診断をすることがすでに各国で認められており、それと同じ理由で初期の胚の段階で遺伝子操作により「健康な子を得たい」と願うのは、当然かもしれない。もしそうだとしたら、がんや心臓病、あるいは糖尿病や肥満になりにくい遺伝子セットを子に付加することも許されるべきではないか、さらには「背が高くて頭がよくて性格がよくて・・・」という望みを実現するのもかまわないということになるだろう。しつけや教育など子の育て方は基本的に親の自由裁量に委ねられているのだから、それと同じように子の遺伝子に手を加えることも認めてしかるべきなのであるか。

この問題に対してストックは、次のようなスタンスを示す。

*わが子の遺伝子増強を選択するか否か、そしてどのような「特性＝質」を付与するのは親の生殖の自由・権利に含まれるものだ。子の幸せをもっとも適切に判断できるのは当の親であって政府の当局者や神学者・哲学者ではない。（RO3）

*両親が自分の子供に何らかの特性を付与したいと思い、そのために種々の技術を利用したとしても、親の好みは千差万別であって、価値の一元化された社会が出現することはない。それゆえ、「他人に対して害を与えることなく、ベネフィットのある領域の行為である遺伝子増強を非合法化するのは、専制である。」（RO3,5; S:chap.7）

*老化の遅延（寿命の延長）を目的とする遺伝子操作は、「増強」であると同時に「治療」でもある「治療的増強（therapeutic enhancement）」と言える。免疫力や抗酸化作用、細胞修復機構の改良により高齢者の健康保持も可能となり、それは痴呆やがんなどを防ぐ「治療」的意味もある。多くの人々がそれを望むことは、美容整形手術や向精神薬の繁盛ぶりから見ても疑いえない。（RO3; S:chap.5,8,9）

*ヒトクローン個体作製に反対する側は、その理由として「人間の尊厳への侵害」や「生まれてくる子への心理的危害」などを掲げるが、いずれも説得力は認められず、医学的安全性が確保された場合、法律で禁止するのは生殖の自由・権利という基本的人権の侵害となる。（RO1; S:chap.8,appendix1）

*これら両技術には、今後発生するかもしれない未知のリスクを懸念する声もあるが、将来世代に影響を及ぼさない操作技術の開発はある程度すでに実現しており、いずれは克服される可能性は高い。たとえリスクがなくならないとしても、それを敢えて選択するか否かはベネフィットとの比較考量により利用する当人が決めることである。（S:chap.4,7）

一方フクヤマにとって、これらの技術は基本的には法律で禁止すべきものである。

*子供をデザイン（設計）しようとする親が何をもって「改善」や「増強」と見るかはあいまいではっきりしないので、その時代や地域の支配的な価値観を恣意的に子に押しつけることになるのではないか。（RO2; F:chap.6）

*たしかに「治療」と「増強」の境界線を引くのは容易ではないが、「病気から回復させること」と「正常な状態に何か付加すること」との実際上の区別は可能であり、それぞれの介入の仕方に応じて社会的規制をすべきであり、何よりも「治療」が優先されるべきだ。（RO2; F:chap.12）

*老化の遅延（寿命の延長）は、認知機能や身体機能の衰えという代償を払わなければならないし、福祉・医療費の増大にもつながる。そもそも遺伝子を操作してわざわざ寿命を

延ばすことは、当人および社会にとって望ましいことなのだろうか。世代間の交代や継承の大切さが無視されたり、社会が停滞することになるかもしれない。(RO4; F:chap.4)

* 遺伝子増強を認めてしまえば、人類は「増強された者」と「増強されない者」とに分裂し、人々および国家はいやおうなく「遺伝子競争」に巻き込まれ、自由で民主的な社会を支える「普遍的な人間の平等の原則」が危機に陥るおそれがある。(RO6)

* クローン人間作製は、その安全性(生物学的リスク)と道徳的理由(不自然な生殖かつ不自然な親子関係)、さらにはヒト・バイオテクノロジーの国家的かつ国際的な制御のモデルになるという実際的な理由により、法的に禁止されるべきである。(RO2; F:chap.12)

3. 「人間本性」「人間の尊厳」という規制論拠

ヒトクローン作製や胚の破壊を伴うES(胚性幹)細胞の研究、あるいは着床前遺伝子診断による胚選別に対して、その規制(ないし禁止)を要求する側が必ずと言っていいほど掲げるのが「人間の尊厳を侵害する」という理由である。そこで前提されている「尊厳」概念は、「かけがえのなさ」「手段化・道具化・商品化の排除」「比較考量適用外」といった特別な価値として、「人間が人間であることの根拠=人間本性」の核心を形づくるものと見なされている。とりわけドイツでは、テクノロジーと結びついた政治支配の極限形態たるナチス経験の反省から、「人間の尊厳」は受精卵や胚に対する操作への強力な歯止めとなってきた。無内容なスローガンとして(逆にどのような内容でも恣意的に流し込むことができちゃう)、あるいは宗教的信念と同様なものとしてこれを斥ける見解も少なくない。さらに近年、個人の自己決定権および幸福追求権や科学研究の自由こそ「個人の尊厳」ではないか、さまざまな欠陥や限界を抱えた現在のヒト遺伝子を改造することこそ「尊厳ある人間」に固有の特質に他ならないという見解も登場してきた。両者の論争にもこのような「尊厳」概念をめぐる動向が反映している。

フクヤマにとってこの論点がもっとも重要なものであり、譲ることのできない原則をなす。

* 人間という生物種は、さまざまな特性の個体差はあるものの、基本的には「同質性(homogeneity)」を有しており、そのことが政治的・社会的な安定性を支えているが、遺伝子操作を加えることによりその同質性が危機にさらされる。(RO2)

* バイオテクノロジーによる「精神的で見えにくい脅威」、すなわち「人間本性(human nature)」という概念を掘り崩す可能性こそ、社会全体で対処すべき課題である。これはいかなる宗教的背景をもつものでもなく、むしろアリストテレス哲学の伝統を受け継ぐものである。(F:chap.1)

* 「人間本性」は「権利」「正義」「道徳性」の基盤であり、その核心をなすのは「人間の尊厳(human dignity)」である。「人間の尊厳」とは、「人間の特殊性という経験に基づく」信念、言い換えると人間の「道徳的地位」は動物より高いが「人間同士は対等である」という信念である。(F:chap.8,9)

* 「理性」「感情」「道徳的選択」といった人間独自の諸資質の「相互作用」、あるいは進化の中で獲得されてきた人間の「複雑さ」が「人間の尊厳」の内実を形づくる。人間は生まれながらにこの尊厳を担う者として自由かつ平等であることを謳った「自然権(natural right)」の理論こそ、バイオテクノロジー取り扱いを考える基盤に据えられるべきものである。(F:chap.9,12)

これに対して、ストックはこれら両概念の積極的な意味転換を図る。

*テクノロジーへの反感は、「神を演じる」のは許されないといった宗教的な信念か、不可侵の「自然」という観念か、あるいは「人間本性」や「人間の尊厳」といったその世俗版に依拠している。これらはいずれも、未知のものへの不安や恐れといった主観的・情動的反応を示すものであるにすぎず、技術が普及し定着するにつれてそうした反応は徐々に消えてゆくだろう。(RO1; S:chap.7)

*そこで前提されているのは、「人間は現在の生物学的組成のままにすべきだ」、「遺伝子に手を加えることは人間であることの意味を変えてしまうことになる」というような、保守的姿勢だ。(S:chap.9)

*人類の進歩は、テクノロジーをあらゆる領域に適用することでさまざまな限界を突破してきたがゆえに可能となったのであり、それが与えられた生物学的条件や周囲の環境に従属するしかない他の動物と人間との根本的違いをなす。そのことこそ「人間本性」を形づくるのであり、その意味では生殖技術によって親が自ら望ましい性質をもつ子を作るというのは、きわめて人間的であると言える。(S:chap.8)

*さらに言えば、人間自身が望む特性を遺伝子操作を中心とするバイオテクノロジーの力により獲得すること(=人間改造)は、人類の「自己進化」「運命の創造」であり、それは「文明の必然」に他ならない。(S:chap.7,8,9)

4. 新しい優生学

両者ともに優生学(eugenics)について言及するのは、国家による人の遺伝的質への強制的または政策的介入を批判するときである。バイオテクノロジーを利用した個人の自発的選択として行われる遺伝子への(とくに生殖細胞系列への)介入が、そうした旧来の集団的優生学とは異なるという認識では共通するものの、それを優生学(しばしば「新優生学」と呼ばれる)と見なすかどうかについては見解を異にする。

一般に優生学は、国家の政策による集団レベルでの遺伝的質への介入を指し、具体的には「劣等者」の断種・結婚制限・中絶あるいは移民制限といった消去的な(negative)ものと、遺伝的「優秀者」の「交配」という積極的な(positive)ものがある。歴史的には、20世紀前半に猛威を奮った欧米各国政府による断種・移民制限政策や、ナチスによる大規模な「劣等人種」「障害者」の抹殺という暴虐、さらには中国の「母子保健法」(主に遺伝的ないし先天的障害者の出生防止を目的として1995年から施行された法律)が引き合いに出される。これに対して「新優生学」は、「消費者(個人主義的)優生学」「市場(レッセフェール)優生学」などとも称されるもので、やはり着床前遺伝子診断による胚選別、出生前診断による選択的中絶、そして障害新生児の安楽死(治療停止)といった消去的なもの、生殖細胞系列とりわけ初期胚への遺伝子操作(増強)による積極的なものに分類できる。

優生学を評価する場合、その思想(理念)、集団/個人、政策的・強制的/自発的、消去的/積極的といった手法のレベル、そして政治的・社会的影響が尺度となる。

ストックにとって優生学は、その理念としては消去的・積極的いずれも支持できるものであり、基本的にはその手法が問題であるにすぎない。

*個々の親がわが子の遺伝的特性に介入して望ましい質を付与することは、それが子の便益になると考えられるかぎり、当然の権利である。なぜなら、子の福祉や幸福にもっとも関心を寄せるのは当の親だからである。子の性選別も、望まない性の子どもであればそれを回避することで失望せずすむという、親にとっての多大な便益があり、それは「望まれた存在」としての当の子自身にとっても幸せである可能性が高い。(RO3)

* 遺伝性疾患を回避するための着床前遺伝子診断を行うカップル、出生前診断で「異常」が見つかった胎児の中絶を選ぶカップル、そして「優れた」特性をもった精子を高額で購入するために精子バンクを利用する人々がけっして少なくないという「現実」を見れば、個人の優生学的選択はとどまることはないだろう。(S:chap.6)

* 人口政策とりわけ社会の負担になる「障害者」の出生数を減らす介入は、多くの遺伝学者が支持しているし、その必要性は否定できない。(S:chap.8)

* 個人の自由や権利を抑圧する全体主義的な独裁者や、テクノロジーの力を利用して管理社会を作ろうとする権力者による「悪用」でなければ問題はない。(S:chap.9)

* 遺伝子操作によってむしろ平等化が進むのであって、これを優生学だなどとして反対するのは、遺伝的な特権身分の者であり、「遺伝的に劣る者」が「敗者復活」するチャンスを奪うものとして不当ではないか。それはいわば、生物学的運命論に屈服すべきだ、と主張しているにすぎないのだ。(S:chap.9)

* 「トランスヒューマニスト(Transhumanist)」や「エクストロピアン(Extropian)」といった遺伝子人間改造(増強)の推進を唱える積極的優生主義団体の主張はやや極端に見えるかもしれないが、理解することは可能である。「コスト、安全性、有効性」の問題がクリアされれば、多くの人はやがてそれを受け入れるようになるだろう。(S:chap.8)³

一方フクヤマにとって、優生学的思考および実践は懸念すべき問題ではあるが、付随的なものととどまる。

* 国家による政策として「遺伝的な不適者の淘汰」を図る旧来の優生学と違い、ヒト・バイオテクノロジーを利用した親の選択による子の遺伝子構成の決定という「私的な優生学」は、ただちに斥けることはむずかしいが、深刻な問題を招く可能性がある。「かりに十分に数多くの個人がそれを実践することになれば、広く社会にとって否定的な帰結をもたらすことにもなりうる」ものだからである。(RO4; F:chap.2)

* こうした事態は「優生学」ではなく、むしろ「新しい人間の育種(breeding)」と呼ぶのが適当かもしれない。親の欲望による子の遺伝子への恣意的な介入は、生殖の自由・権利の濫用に他ならず、子供を保護するために国家はそうした介入を規制しなければならない。(F:chap.6)

* 個人(親)の選択という「私的な優生学」批判には、J・リフキン⁴のような反バイオテクノロジー活動家からのものや、特定の宗教的信念体系に依拠するものなどがあるが、いずれも有効な批判にはなりえていない。前者は、農業や医学においてバイオテクノロジーがもたらした多大な利益を考慮しない点で、後者は、その前提を共有しない者にとっては説得力を持ちえないという点で、欠陥を有するからだ。その批判が効力を持つためには、(前節で論及した)「人間本性」「人間の尊厳」といったいわば「哲学的」根拠が不可欠なのである。(F:chap.2,6)

5 . ネオリベラリズム vs. 自然権論的リベラル・デモクラシー

バイオテクノロジーとくに生命操作技術への社会的対応をめぐる政治的立場の布置状況を確認した上で、両者の見解の相違点を明確にしておきたい。

推進を主張する第一の陣営は、個人の自己決定権・選択権の尊重を核とする政治哲学思想としてのリバタリアニズム(自由至上主義)、経済政策および科学技術政策においては自由放任ないし規制最小化を唱える市場主義および自由貿易主義、これらを軸とするネオリベラリズムが主導的役割を担っている。さらに、個人および社会の選好充足を最大化するために、リスクないしコストとベネフィットとの比較考量に基づく個々人の行動や政

治・経済・科学技術政策への介入を正当化する功利主義の立場も、こちらの陣営に含めてよいだろう。両者は個々の規制論拠について必ずしも一致するとは限らないが、バイオテクノロジーを推進するという基本姿勢は共通している。

これに対して規制強化を訴える第二の陣営には、生命についての原理主義的立場より一切の技術的介入を認めない宗教的保守派から、過度の個人主義的自由の行使が人間の尊厳や共同体の秩序・安定を脅かすがゆえに一定の歯止めを求める道徳的および社会的保守派、そして優生学の助長や差別・不平等の拡大あるいはバイオテクノロジー産業の利権追求に警鐘を鳴らす市民批判派までが混在する。こちらもそれぞれ異なる見解をもっているが、推進派から見れば、いずれの主張も合理的説得性を欠く理由を掲げて自由と権利を抑圧するという点で違いはない。

一方で、技術開発の研究および利用の自由を擁護し政府による規制的介入を斥けるストックは、典型的なネオリベラリズムの立場をとっていると言ってよい。また、個人レベルでも社会レベルでも、投入するコスト、得られるベネフィット、そして想定されるリスクを比較考量することによる選択・決定を支持するという点で、功利主義的側面も認められる。他方フクヤマは、道徳的かつ社会的保守派として、政治権力による規制の正当性を訴える立場に立つ。言い換えると、普遍的な「人間本性」を防衛するために、個人の欲望実現やバイオテクノロジー産業の利益追求への歯止めを、そして人間の尊厳を構成する複雑な諸側面を単純な快苦（選好充足）の原則に還元する功利主義に対抗することを要求するのである。⁵

両者ともに、宗教的信念の規範化による個人の自由および権利への介入に対しては否定的であり、そのような自由・権利は、他者ないし社会への危害がないかぎり最大限尊重されるべきとすることでは一致している。しかし危害の明白さや範囲に関して両者の見解は大きく異なる。個人（とくに生まれてくる子）への実証可能な有害影響以外は認めないストックに対し、目に見えない、あるいは未知の精神的・社会的な脅威への対処をフクヤマは求める。そうした違いの根底に存するのは、政治という営みあるいはデモクラシー（理念および制度としての民主主義）についての理解の隔たりではないかと思われる。そしておそらく、そこから両者が共通に抱える難点も浮かび上がってくる。最後にこの点を示すために、ヒト・バイオテクノロジーをめぐる政治ないし政策とその社会的影響についての両者の見解を検証してみたい。

着床前診断や胚への遺伝子操作が富裕層と貧困層の格差を拡大したり、遺伝子差別を助長することにつながるのではないかと懸念が表明されることがある。ストックによると、規制を強化しても金持ちは法律の裏をかいくぐってその望みを実現する（不平等はなくなる）し、遺伝子データそのものが雇用や健康保険加入における差別的処遇の理由になるわけではない。必要なのは、そうした技術を誰もが利用できるようにコストを下げる努力であり、プライバシーに留意しつつ遺伝子検査を含めた保険システムを再構築することである。また、テクノロジーはそれ自体としては中立であって為政者がどのようにそれを使うかによって善にも悪にもなりうる。個人の自由・権利を抑圧する権力者は情報テクノロジーもバイオテクノロジーも管理強化に利用するだろうが、リベラルで民主主義的な政府であればそれらを国民の利益のために使うはずだ、こうした「テクノロジーの政治的中立性」論をストックはとっている。研究や利用の規制を強めることがむしろそれらを「地下＝非合法」へと追いやることになるから、公開して社会が監視しながら進めていく方が健全な政策である。新しいテクノロジーには様々な不確実性や未知のリスクがついて回るので、その時々状況に応じて柔軟に対応できるようにするため、法律という強い縛りではなく緩やかな行政のガイドラインによる規制にとどめるべきである、ということになる。（S:chap.7, appendix1）

要するに、「既得権益を打破し規制緩和による機会均等と公正な競争をもたらすテクノロジーと自由市場を推進すべきだ」というのがストックの基本スタンスである。先端テクノロジーの研究開発と日常の基礎的ニーズの充足とのバランスを配慮した、公正かつ平等な資源配分を目指すのが「政治」の役割と見なされる。個人の欲望追求を推進力とする経済システムや科学技術の進歩を前面に押し出し、政治と法をそれに従属するものと見るこうした姿勢は、実は経済的権益擁護を至上課題とする、現代の先進産業諸国を貫く政治支配を補完するものにすぎない。その前提にあるのは、「社会全体の利益」を「さまざまな行政的、宗教的、社会的制度の統合性を維持し、社会の根底にある共有された伝統および価値観を保持する必要性」と定義し、これを重視することがときには個人の利益や権利の蹂躪にもつながるといふ、社会と個人の二項対立図式である。そこで想定される「リベラル・デモクラシー」は、「多文化的かつ世俗的」なものとして、あくまでも個人の自由と権利の擁護を主眼とするものであって、「多数者の専制」の可能性を徹底的に排除するものである。(S:appendix1)。

これに対しフクヤマは、バイオテクノロジーとくに遺伝子への介入が差別や不平等を拡大させる可能性について懸念を抱きつつも、だからといってただちに全面的にその研究開発や実用化を禁止すべきだとは言わない。むしろ逆に、安全性やコストの問題が解決されるという条件で、親が我が子の遺伝子レベルの「不利な状況」(遺伝性の難病や知的・身体的能力が「平均」以下である)を、胚の段階での介入によって克服し、子の「底上げ」(「標準並み」にすることは、むしろ「リベラル・デモクラシー」の平等理念には反しないと考える。しかしそれでもやはり、あえて「不利な状況」に手を加えない親およびその子への差別や、「増強」的な介入をする「遺伝子強者」の出現など、「遺伝子不平等」の拡大可能性の方がより重大であり、これらを自由放任にするわけにはいかないという立場をとる。(F:chap.9)

またフクヤマによると、科学技術の進展を野心に駆られがちな当の科学者や技術者に委ねてしまうことも、人々の欲望に取り入って利益追求を目論むバイオテクノロジー業界の自主規制に任せることも、間違っている。目的設定の善悪や社会的利害の評価は、それに従事する当事者によって示されるのではなく、責任ある政治家たちから成る「民主主義的に構成された政治共同体」の中で多様な意見を闘わせた上で適切なルールと制度を作るといふ形でなされるべきなのである。(F:chap.10,12)そして、ヒトクローン作製や遺伝子増強などは、先に見たような理由で全面的な禁止を唱える一方で、それ以外の着床前遺伝子診断のような治療目的技術については慎重にその安全性や有効性を見極めて、社会的な監視の下で進めていくことも認める。

このように、フクヤマにとって20世紀後半世界の大半を支配下に治めた「資本主義的なリベラル・デモクラシー」は、個人の基本的な権利の基盤をなす「人間本性」にもっとも適った社会システムである。そこで想定されている社会の担い手は、欲しいモノは金を出せば何でも手に入ると考える自由市場信奉者ではないし、特定信念やイデオロギーに身を委ねる原理主義者でもなく、適度に利己的で他人や社会との強調性も備えた常識人である。しかもこの「リベラル・デモクラシー」は、先述の「自然権」すなわち人間が生来平等に自由・権利を享受していること、しかもアリストテレス的意味での政治(ポリス)的自由・権利を行使することをその要件としており、したがって「自然権論的リベラル・デモクラシー」と呼ぶことができるだろう。(F:chap.7,12)

6. まとめに代えて 他者コントロールへの意志

さて、以上のような基本的見解の相違にもかかわらず、両者には重要な共通性が認めら

れる。最後にこの点について簡単に触れておこう。

何よりもまずそれは、ヒト・バイオテクノロジーをめぐる政治支配の問題を、個人の自由と権利と国家権力による規制・抑圧の二分法で捉えようとする姿勢である。ここでは、個人と社会・政治権力が二元的に対置され、それぞれ都合のいいモデルを作り上げて自らの立論の正当化を図るということが行われる。すなわち、一方では、自己の欲望・選好に従って自由・権利ないし自己利益を追求する個人と社会への明白な有害影響や個人の安全性の保障以外は自由放任を原則とする最小権力とが、他方では、自らが帰属する共同体の価値や文化を尊重する節度ある個人と社会の安定と秩序を守るために野放図な欲望・利益追求の活動に介入する規制的権力とが、それぞれ二項関係を形づくる。いずれの場合も、それ自身で完結したアトムとしての個人と、それとは外在的に関わるにすぎない政治との二元構造という図式が浮き彫りになる。

しかしこの図式には、ヒト・バイオテクノロジーをめぐる公的ルール作りや研究者および技術利用者の権利、義務、責任といった規範レベルの問題、そして優生学や「障害」など生命の価値や質の問題について、市民相互によるさまざまな位相でのコミュニケーションおよび制度化された意思決定プロセスの中で多様な見解をぶつけ合うという、政治のダイナミズムへの視角が抜け落ちている。言い換えると、個人による自由・権利の行使ないし欲望追求・選好充足行為や関連産業の利益追求活動が円滑になされるための手段・道具として、あるいは自然権や人間本性といった実体的価値に奉仕する手段・道具として位置づけられることにより、政治の営みはその自律性と創造性を奪われてしまうのである。⁶

そしてここから両者のもう一つの共通点が浮かび上がってくる。それは、テクノロジーを媒介とする自己と他者の関係性についての了解、すなわち日常的ないし制度的な相互行為の中で他者をどのような存在として眼差し、また他者に関わっていくのかという基本態度である。多数者の欲求・選好を充足する市場システムは、それに奉仕する政治システム（リベラル・デモクラシー）およびそれを補完するイデオロギー・システム（教育、メディア、歴史観、道徳・宗教など）とともに、人々の思想や行為をコントロール（支配・制御・管理）可能な対象の枠内に収容する機能を果たす。それにより、人々の自己理解および他者理解は、正常／異常、優良／劣悪、健常／障害といった分類尺度に即したものとなり、人の生命はバイオテクノロジーによって選別・操作・作製可能な客体へと変容していく。具体的には、「遺伝的質の劣悪化阻止」あるいは「障害者の出生防止」という優生学的選択を挙げることができるだろう。積極的な遺伝子増強については国家による規制を求めるフクヤマも、「障害」をもった子の出生を、個々の親による自発的な生殖への技術的介入（着床前診断や出生前診断）で防止することはとくに問題としない。ストックがそうした選択を個人の当然の権利として認めるのに対し、フクヤマにとって障害者の出生防止は、現存障害者への社会的差別と違い、「人間本性」や「人間の尊厳」あるいは社会的平等といった理念に反するものとは見なされないがゆえに正当化できるであろう。「優良な遺伝形質の増殖」という積極的な優生学をめぐるは真っ向から対立する両者も、「劣悪な遺伝形質の回避・抹消」という意味での消去的優生学は当事者（親）の自発的選択であるかぎり問題はない、という点で一致している。

両者が前提とする個人像は、自らが抱いている欲望・選好、ライフスタイル、信念・イデオロギーといった何らかの価値コミットメントに基づいて社会（政治、経済、文化）生活を送る存在である。それを主導しているのは、自分の思い通りになる（操作可能な）対象であることを他者に求め、思い通りにならない場合は技術の力で改変するか、眼前から消し去ろうとする、他者コントロールへの意志である。「長生きしたい」「人より優れた能力を身につけたい」「わが子には少しでも有利な特性を授けてやりたい」「病気や障害はごめんだ」といった、個人および社会の中で支配的な価値観が、どのように形成さ

れかつ再生産されてきた(いる)のか、バイオテクノロジーと倫理および政治の内的
連関を解き明かすためには、これらの問いに向き合うことが不可避であると思われる。

参考文献

Fukuyama, F. 2002: *Our Posthuman Future: Consequences of the Biotechnology Revolution*, Farrar, Straus and Giroux [鈴木淑美訳『人間の終わり バイオテクノロジーはなぜ危険か』ダイヤモンド社、2002] 訳語を一部変更している。

Stock, G. 2002: *Redesigning Humans: Our Inevitable Genetic Future*, Houghton Mifflin Co. [垂水雄二訳『それでもヒトは人体を改変する 遺伝子工学の最前線から』早川書房、2003] 訳語を一部変更している。なお、「訳者あとがき」で、本稿で取り上げた論争についての簡単な紹介がある。

Reason Online;

*RO1: Stock, Go Ahead and Clone: Don't cause real damage to assuage phantom fears

*RO2: Fukuyama, Sensible Restrictions: There are several good reasons to regulate future biotechnologies

*RO3: Stock, Biotech Tyranny: Biological enhancement is the responsibility of every citizen, not just of philosophers and ethicists

*RO4: Fukuyama, Upholding Norms: Laws need to be updated to shape social behavior in light of technological advance

*RO5: Stock, Clones, Gays, and the Elderly: Fukuyama is overestimating the threats posed by technology, and underestimating the threats posed by regulation

*RO6: Fukuyama, Nietzschean Endgame: Self-enhancement and "immense wars of the spirit"

Alexander, B. 2002: Designer Babies -- The New Eugenics Debate.

<http://www.rense.com/general24/eug.htm>

Ashcroft, R.E. 2003: American biofutures: ideology and utopia in the Fukuyama/Stock debate, *Journal of Medical Ethics*, 2003;29

Mirzae, M. 2002: Posthuman Future? from the end of history to the end of human nature? <http://www.prochoiceforum.org.uk/ocrreliss3.asp>

Veron, B. 2003: The Big Biotech Debate.

<http://thegreatdebate.org.uk/Bryanreview1.html>

注

¹ それぞれの著作は Stock 2002 (以下 S:章数で略記) および Fukuyama 2002 (以下 F:章数で略記)。公開討論会は 2002 年 3 月 15 日、米国 Washington D.C. で開催された "Cato Institute Book Forum: The Genetic Future is Now, Redesigning Humans vs. Regulating Science" (講演・討論の全筆記録は <http://www.cato.org/events/020315bf.html> で読むことができる)、それとほぼ同内容のオンライン上の論争の記録が、2002 年 3 月 18 日から 22 日までの間に双方の短い論稿として各 3 本ずつ交互に、Reason Online というウェブサイト上で "Engineering Humans: A Reason Online Debate featuring Francis Fukuyama vs. Gregory Stock" と題して掲載された。(6 本の論文全文が、<http://www.reason.com/debate/eh-debate1.shtml> で読むことができる。以下引用参照は

RO と論文番号で略記するが、論文タイトルは 参考文献 に記載した。)その後さらに両者による公開討論会が、"Institute of Ideas"主催"A Posthuman Future -- from the end of history to the end of human nature?" (英国 London にて 2002 年 5 月 30 日開催、Mirzae 2002 に短い報告あり)、“Newcastle Science Festival”における"The Big Biotech Debate" (英国 Newcastle にて 2003 年 4 月 16 日開催、Veron 2003 に短い報告あり)という形で行われているが、両報告を見るかぎり前記の討論・論争とほぼ同内容と推察される。

² 遺伝子操作を中心とする先端医療技術の倫理的・社会的諸問題については、下記論稿において考察を試みているので参照いただければ幸いである。(いずれも次の URL にて閲覧可能。<http://www.med.osaka-u.ac.jp/pub/eth/shimoda.htm>)

・「生命操作をめぐる倫理問題 社会的文脈に定位する視角から」、『コミュニケーション理論を軸とした実践哲学の可能性についての研究』平成 11~12 年度文部省科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)研究成果報告書・研究代表者：霜田求、2001

・「未来医療の倫理性」、『精神神経学雑誌』日本精神神経学会、第 103 巻第 10 号、2001

・「遺伝子をめぐる言説の社会的文脈 遺伝子医療の倫理問題の検討に向けて」、『21 世紀日本の重要諸課題の総合的把握を目指す社会哲学的研究』、平成 13 年度科学研究費補助金・基盤研究(B)(1)研究成果報告書・研究代表者：加茂直樹、2002

・「遺伝子操作と 生の質 の個体モデル」、『医療・生命と倫理・社会』、大阪大学大学院医学系研究科・医の倫理学教室、第 2 号、2003

・「生命の設計と新優生学」、『医学哲学 医学倫理』日本医学哲学・倫理学会、第 21 号、2003

³ それぞれ下記 URL を参照。

<http://www.transhumanism.com/index.php>

<http://www.extropy.org/>

⁴ 『遺伝工学の時代 誰が神に代りうるか』磯野直秀訳(岩波書店、1979)、『バイオテクセンチュリー 遺伝子が人類、そして世界を改造する』鈴木主税訳(集英社、1999)などの著作で日本でも著名な論者である。

⁵ フクヤマ自身は、自由主義的な推進派(研究者、バイオテクノロジー産業、自由市場論者など)と道徳的懸念から禁止を唱える反対派(宗教グループ、環境保護主義者、リフキンら市民グループなど)の「二極化」として整理した上で、両者とも「見当違いで非現実的だ」として斥け、自らをより現実的な規制派と位置づけている。(F:chap.10)しかし後者のなかで技術の全面禁止を唱える立場はごく限られており、規制強化の根拠および程度の違いにすぎないとも言えるので、フクヤマの立場も広義の「規制派」に含めて問題はない。

⁶ この点に関連して、両者の著作および英国での論争を踏まえて興味深い考察を展開している R・E・アシュクロフトの指摘を見ておく。「ストックとフクヤマはともに、政府の果たしうる積極的な貢献、すなわち社会的権力のバランスの均衡を保つこと、地球規模および地域レベルでの社会的連帯を促進すること、そして集団の福祉およびもっとも弱い人たちや傷つきやすい人々の福祉を改善するための研究や投資を促すことを見逃している。」(Ashcroft 2003)